



鳥取県公報

令和6年8月6日(火)
第9619号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(465) (西部総合事務所県民福祉局) 2
	県営土地改良事業の工事の完了(466) (西部総合事務所農林局) 2
	森林病虫害の駆除命令(467) (〃) 2
◇ 教委告示	物品売払代金の収納事務の委託(5) (倉吉養護学校) 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定(経営支援課) 3
	採石業務管理者試験の実施(治山砂防課) 4
	警備業法に基づく検定の実施(2件) (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八 丁目9-23	はばたき	米子市上後藤八丁目 9-23	宿泊型自立訓練、 自立生活援助	令和6年7 月31日

鳥取県告示第466号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農地中間管理機構関連農地整備事業 印賀地区 区画整理	令和6年7月5日

鳥取県告示第467号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡大山町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和6年9月13日から同年11月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに

提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び西部総合事務所農林局並びに大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉養護学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月6日

鳥取県立倉吉養護学校長 門 脇 由 子

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
合同会社あとあとの	倉吉市魚町2516	令和6年7月19日	令和6年7月23日	令和6年7月25日から 同年8月4日まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同条第41条第3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鳥取市河原町天神原字向佛80	田	607
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1		2,761
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670		2,617

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円/年)
鳥取市河原町天神原字向佛80	田	令和6年 9月1日	10年	564
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2669-1			5年	8,283
日野郡日南町神福字蔵ノ谷道下タ2670				7,851

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取市に所在する農地については鳥取地方法務局に、日南町に所在する農地については鳥取地方法務局米子支局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取市に所在する農地については鳥取地方法務局に、日南町に所在する農地について

は鳥取地方務局米子支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第53回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和6年10月11日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第33会議室及び第34会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2 時間

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和6年8月19日（月）から同年9月13日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和6年9月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,100円
- (2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3152）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）

警備業法（昭和47年法律117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和6年11月13日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和6年12月17日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 4階第27会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
令和6年10月21日（月）から同月25日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験

令和6年11月13日（水）午前9時30分から午前11時まで

- (2) 実技試験

令和6年12月18日（水）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

- (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

- (2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

5 検定の内容

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和6年10月21日（月）から同月25日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 16,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。